

悪質な電話勧誘にご注意!

“電話勧誘で契約した健康食品”

Q 自宅に電話がありヒアルロン酸を勧められた。これで膝の痛みが治るが、1年間飲まないと言えないと説明され36万円分の契約をした。しかし、届いた商品が夫にみつき、叱られたので解約したい。

(女性 65歳)

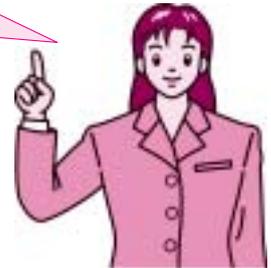


みつき

A 健康食品は薬ではありませんので、これで病気が治ることはありません。効果をうたうセールストークには注意しましょう。また、体にあう、あわないなど、個人差もありますので、一度に大量の契約をすることはひかえたいものです。

今回の事例は電話勧誘販売にあたり、契約書面をもらってから8日以内でしたのでクーリング・オフの手続きをして無事解決しました。しかし、健康食品や化粧品などの消耗品は自ら使用・開封した場合はクーリング・オフ期間内であっても返品できません。

また、クーリング・オフ期間経過後でも、セールスの説明に嘘がある場合などは契約を取り消すことが可能ですが、嘘の説明があったことを消費者が立証しなければなりませんので解決はなかなか困難です。



クーリング・オフについて

クーリング・オフとは、訪問販売、電話勧誘やマルチ商法などで契約後、一定の期間内であれば、理由がなくても解約が出来る制度です。

契約をしたのが、営業所や店舗以外の場所であること
(キャッチセールスやアポイントメントセールス等は、店舗でも可能です)
契約書を受け取ってから8日以内に、ハガキで通知すること(マルチ商法などは20日以内)
配達記録郵便で送付すること
(ハガキの表と裏をコピーして保管しましょう)

クーリング・オフできない場合

3,000円未満の現金での取引
化粧品などの消耗品で、開封したり一部を使ってしまった場合
乗用自動車など、法律で指定された商品やサービス以外の契約

クーリング・オフの効果

契約がなかった前の状態に戻る。
受け取った商品は、業者負担で返品ができ、支払った代金は返還される。

契約者 住所 氏名	平成	年	月	日	契約の解除(申込の撤回)通知 平成 年月 日付で貴社と締結した(に申し込んだ) (商品名・工事名等)の購入契約(申込)は解除します。 つきましては、契約の締結に關しまして支払いました 金 円也は、至急返金してください。 なお、商品については早めにお引き取り下さい。
印					

クーリング・オフのハガキ例